

指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概要

施設名称	川口市養護老人ホーム
設置目的	老人福祉法第20条の4に規定する、心身機能の減衰等のために日常生活に支障をきたし、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護とともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練等の援助を行うことを目的とする。
所在地	川口市大字赤井1055番地(川口市高齢者総合福祉センター・サンティア4階) ①構造 鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階 ②敷地面積 7,602.39m ² (全体) ③延床面積 14,444.48m ² (全体) 2,410.84m ² (当該施設部分) ④施設内容 定員50人
構造規模	
所管課	福祉部 長寿支援課

2 募集概要

募集要旨 〔導入目的〕	多様化する市民ニーズへの柔軟な対応、管理経費の削減、管理運営の効率化等を実現することで、より高品質で市民満足度の高いサービスを提供することを目的とするもの	
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)	4期目
選定種別	非公募 ※非公募の場合は、下欄に理由を記述すること 川口市養護老人ホームは、高齢者総合福祉センター・サンティア内に設置された社会福祉法の規定による第1種社会福祉事業による入所施設である。指定管理者が長年培ってきたノウハウをもとに安心安全なサービスの提供と安定的な管理運営が期待でき、更に、専門性の高い福祉介護の援助技術の提供が可能となること。また、終身または身辺自立度により福祉サービスを提供するため、施設職員が利用者との「共同生活」の中から関係を密接なものとすることによって、家族同様の信頼感を築くことから、運営主体を数年ごとに変更してしまうことは、入所者に対するサービス低下に繋がること。	
指定管理料	【5年総額】	661,366,000円
利用料金	無し	

指定管理者候補者選定基本調書

3 福祉部専門委員会における選定結果 ⇒ 詳細は資料1ページを参照

第一位指定管理者候補者					
名 称	社会福祉法人 川口市社会福祉事業団				
代表団体					
所 在 地	川口市赤井1055番地				
代 表 者	理事長 澤川 聰史				
主な業種	福祉施設の受託管理業務及び自主経営業務				
法人の目的	川口市が設置した福祉施設の受託管理業務を行うとともに、自ら市民の福祉ニーズに応えるため、福祉施設を設置運営することを目的とする。				
法人の事業	受託経営施設として、11種類25施設(内、9種類18施設を指定管理者として運営)、自主運営施設として、6種類13施設を運営。				
役員の状況	理事長1名、常務理事1名、理事8名、評議員11名、監事2名				
構成団体1					
所 在 地					
代 表 者					
主な業種					
法人の目的					
法人の事業					
役員の状況					
構成団体2					
所 在 地					
代 表 者					
主な業種					
法人の目的					
法人の事業					
役員の状況					
指定管理料					
専門委員会における審査点数	<table border="1"> <tr> <td>第一次審査</td> <td>第二次審査</td> </tr> <tr> <td>135</td> <td></td> </tr> </table>	第一次審査	第二次審査	135	
第一次審査	第二次審査				
135					

【選定理由】

福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、現指定管理者である「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」から提出された事業計画書等に基づき、施設の運営方針、入所者への適切な対応、施設の効果、管理能力、管理経費の縮減、法人の現状等について、総合的に評価し選考を行った。

選考評価は、川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づいた6分野10項目の審査項目について、4名の選考委員が5段階で評価した結果、合計点数は、200点満点中135点と適正であった。

審査項目のうち、「川口市養護老人ホームの運営の理念」の1項目について高い評価を受け、その他についても適正の評価を受けた。

利用者満足度調査の結果についても、「この施設を総合的に評価するとあなたはどの程度満足していますか」という設問で、回答者31人中、16人から満足している、13人からふつう、という回答が得られている。

上記の結果を踏まえ、福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会では、「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」を当該施設の指定管理者候補者とする。

川口市養護老人ホーム指定管理者候補者に関する審査基準について

1 川口市養護老人ホームの運営方針について

- ① 川口市養護老人ホームの運営の理念
- ・ 川口市養護老人ホームの設置目的を理解し、入所者に必要な援助を行うことにより、入所者の尊厳を保持し、自立した生活を営むための処遇計画が立てられているか。

2 入所者への適切な対応について

- ① 入所者への対応について
- ・ 平等公平に施設利用運営が行われるような提案か。
 - ・ 入所者の意思及び人権を尊重しているか。
- ② 職員の配置について
- ・ 業務を効果的かつ効率的に行うために必要な職員配置がなされているか。
 - ・ 入所者の要支援・要介護状態や人数に応じた柔軟かつ適切な職員配置ができるようになっているか。
 - ・ 提案した事業運営を実現するための適切な職員配置がなされているか。

3 施設の効果について

- ① 川口市養護老人ホームの目的を達成するための考え方について
- ・ 目的を達成するための考え方を述べられているか。
 - ・ 入所者の心身の健康保持並びに地域や家族との結びつきを重視したものとなっているか。
- ② 市民に対する関連情報の提供方法について
- ・ 必要な社会資源（関連機関・団体、情報）を的確に認識しているか。
 - ・ 必要な社会資源（関連機関・団体、情報）の入手法や連携を述べられているか。
 - ・ それらをどのように市民へ提供していくのか具体的に述べられているか。

4 事業計画に沿った管理を行う人的及び物的な能力について

- ① 専門知識や利用者への指導能力の育成について
- ・ 専門知識の習得や利用者への指導能力について、どのような考え方で、向上させていくのか。
 - ・ 職員研修などを具体的にどのように実施していくのか。
- ② 市民ニーズの把握、苦情等の対応、安全管理、事業運営における改善について
- ・ サービスの向上を目指し、内容の見直しなどが行われる具体的な提案があるか。
 - ・ 利用者のニーズをどのように把握していくかが具体的に述べられているか。

- ・ トラブルや苦情への考え方や対応は適切に示されているか。
 - ・ 安全・衛生・防災・防犯等の施設管理について、適切な対応を図ることができる体制となっているか。
- ③ リスク管理について
- ・ 施設運営上のリスク管理について市と指定管理者の役割を定め、リスク発現防止チェックシートを作成し、危機管理体制の仕組みが整備されているか。

5 管理経費の縮減について

- ① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について
- ・ 経費を有効かつ効果的に配分しているか。
 - ・ 修繕費を含め、必要な経費を見積もっているか。
 - ・ 稼働率に見合った収入を計上し、金額に反映しているか。

6 応募法人の現状等について

- ① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について
- ・ 類似施設の運営実績はどうか。
 - ・ 外部監査を実施しているか。
 - ・ 法人等の運営が健全に行われているか（決算報告、財産目録、財務分析表等を参照）。

【5段階の評定基準】

非常に優れている（期待以上の効果）	5
優れている（期待以上の活動）	4
適当	3
やや劣っている（効果が薄い）	2
劣っている（具体性が無い）	1

上記の5段階でご評価をお願いいたします。

川口市養護老人ホーム 選考評価表

法人名

川口市社会福祉事業団

審査項目	A	B	C	D	合計
1 川口市養護老人ホームの運営方針について					
① 川口市養護老人ホームの運営の理念	4	4	4	4	16
2 入所者への適切な対応について					
① 入所者への対応について	4	3	3	3	13
② 職員の配置について	3	4	3	3	13
3 施設の効果について					
① 川口市養護老人ホームの目的を達成するための考え方について	4	3	3	3	13
② 市民に対する関連情報の提供方法について	3	3	3	3	12
4 事業計画に沿った管理を行う人的及び物的な能力について					
① 専門知識や利用者への指導能力の育成について	4	4	3	3	14
② 市民ニーズの把握、苦情等の対応、安全管理、事業運営における改善について	4	4	3	3	14
③ リスク管理について	3	3	3	3	12
5 管理経費の縮減について					
① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について	3	4	3	4	14
6 応募法人の現状等について					
① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について	4	4	3	3	14
合計	36	36	31	32	135

(川口市養護老人ホーム)

■総合評価・評価理由

福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、現指定管理者である「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」から提出された事業計画書等に基づき、施設の運営方針、入所者への適切な対応、施設の効果、管理能力、管理経費の縮減、法人の現状等について、総合的に評価し選考を行った。

選考評価は、川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づいた6分野10項目の審査項目について、4名の選考委員が5段階で評価した結果、合計点数は、200点満点中135点と適正であった。

審査項目のうち、「川口市養護老人ホームの運営の理念」の1項目について高い評価を受け、その他についても適正の評価を受けた。

利用者満足度調査の結果についても、「この施設を総合的に評価するとあなたはどの程度満足していますか」という設問で、回答者31人中、16人から満足している、13人からふつう、という回答が得られている。

上記の結果を踏まえ、福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会では、「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」を当該施設の指定管理者候補者とする。